

## BSE 対策に関する調査結果（令和 2 年 4 月 30 日時点）

※前回調査は平成 31 年 4 月 30 日時点

## 1. 対象畜種別のと畜場数（全 135 施設）

対象畜種	と畜場数	昨年度比
牛のみ	73 施設	1 施設減
牛・めん山羊	55 施設	1 施設減
めん山羊のみ	7 施設	増減なし

## 2. 通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数

使用方法	と畜場数	昨年度比
スタンガン（とさつ銃）のみ使用	121 施設	増減なし
スタンガンとと畜ハンマーの併用	5 施設	1 施設減
と畜ハンマーのみ使用	2 施設	1 施設減

## 3. 月齢による分別管理について

## (1) 分別管理を行っている年齢

- ① 30 か月齢以下、30 か月超に区分し分別管理している：61 施設
- ② 全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う：67 施設

## (2) 分別管理の方法

- ① 日によって分別管理している：2 施設
- ② 時間によって分別管理している：8 施設
- ③ と室等、場所によって分別管理している：0 施設
- ④ ①～③で分別せず、タグ等により識別している：39 施設
- ⑤ その他：12 施設

(具体的な方法)

- ・②とタグ等による識別を併用する
- ・③とタグ等による識別を併用する
- ・30 か月齢以下しかと畜しない
- ・タグ以外の目印で識別する
- ・月齢の順にと畜する

#### 4. 30 か月齢以下の牛の頭部の使用について

##### (1) 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法

処理方法	と畜場数	昨年度比
①作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	8 施設	増減なし
②時間により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	16 施設	2 施設減
③その他の方法により分別している	20 施設	1 施設減
④牛の頭部を食品として用いない	84 施設	1 施設増

##### (その他の方法の具体例)

- ・ タグ等の目印で識別する
- ・ ①と②を併用する
- ・ ②とタグ等で識別する
- ・ 頭部使用時のみ①で識別する
- ・ 30 か月齢以下の牛のみと畜する

##### (2) と畜検査員の確認

- ① 確認を受けている： 127 施設
- ② 30 か月齢超の牛のと畜を行わない： 1 施設

(東北農業研究センターと畜場 (盛岡市))

※牛のと畜がある施設は 128 施設のため、全施設で適正に実施されている。

#### 5. 舌扁桃の除去について

処理方法	と畜場数	昨年度比
左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	7 施設	1 施設減
最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	90 施設	1 施設減
その他	31 施設	増減なし

##### (その他の方法の具体例)

- ・ 最前位有郭乳頭を結ぶラインで切断 (22 施設)
- ・ 切り方を細かく定めるなど個別の除去方法 (8 施設)
- ・ 舌を丸ごと廃棄 (1 施設)

#### 6. 牛の特定部位の焼却について (複数回答した施設あり)

処理方法	と畜場数	昨年度比
と畜場内の施設で焼却している	19 施設	5 施設減
産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	36 施設	1 施設増
市町村等の産業廃棄物処理場で焼却している	9 施設	3 施設減
専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	44 施設	増減なし
専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	22 施設	4 施設増

7. 文書の作成に関すること

SSOP に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している：134 施設

※ 1 施設で SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録の保管の不備があったため、口頭指導を実施した旨の回答を得た。なお、当該施設については、指導により状況が改善していることを確認済みである。

8. HACCP に関すること

HACCP による衛生管理：89 施設

(内、SRM の管理を CCP にしていると畜場は 1 施設)

9. 指導に関すること

文書指導内容及びその結果について、自治体からの報告はなかった。